

平成27年度「一般財団法人 高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金」

助成支援プログラム

1. 助成支援の目的

高齢者福祉を目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）、及びこれに類するボランティア団体等の諸活動を支援することにより、高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を図ることを目的とする。

2. 助成事業

(1) 物品購入助成

【対象となる団体】

高知県内を拠点に、高齢者福祉を目的とした社会貢献活動等を継続的に行う非営利団体

【活動内容】

高齢者福祉を目的とした次に掲げる活動で、広く地域に還元されるものを対象とする。

ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの、営利を目的としたものは対象としない。

- ①高齢者の生活支援活動（家事援助・介助、配食、移送等）
- ②ボランティア活動（清掃活動、美化活動、レクリエーション活動等）
- ③文化活動（音楽、芸能、歴史活動、伝承活動等）
- ④創作・生産活動（陶芸、手芸、木工、健康農園等）
- ⑤その他地域の特色を生かした活動で、高齢者福祉を目的としたもの

【対象経費】

対象となる経費は、支援対象活動に必要な設備整備、機材、備品等の物品購入に要する経費とする。

但し、原則として介護保険法及び障害者総合支援法などの法定サービスの事業や行政等の委託事業に供する物品については対象としない。

(2) 事業助成

【対象となる団体】

高知県内を拠点に、高齢者福祉を目的とした社会貢献活動等を継続的に行う非営利団体と社会福祉法人など

【対象の活動】

「地域の支え合いのしくみづくり」（災害時の高齢者の避難対策や近隣のコミュニティ活動など）

【対象経費】

事業を実施するために必要な次の経費とし、経常的な経費は対象としない

諸謝金（外部講師に限る）、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、手数料

【事業実施期間】

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに完了する事業とする。

3. 助成額

物品購入については1団体あたり上限50万円、事業助成については1団体あたり上限30万円とし、総額300万円以内の範囲で助成する。

- *物品購入、事業助成の重複申請は不可とする。また物品購入、事業助成の区分を問わず前年度助成された団体の連年申請は不可とする。
- *他の助成制度・補助制度等による資金援助が決定していない物品購入及び事業であること。
- *助成金額以内の申請であっても、選考の結果、申請金額の一部を減額させていただく場合があります。
- *助成先の選考にあたり、申請内容等について事務局（高知県ボランティア・NPOセンター又は高知放送総務部）から事前に問い合わせや、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- *助成先団体に対し、テレビ、ラジオ、新聞等で取材・報道をする場合があります。

4. 募集期間

平成27年2月1日(日)～平成27年2月28日(土)必着のこと

5. 助成支援の申請

- ①物品購入助成を希望する団体は別記第1号、事業助成を希望する団体は第2号様式により、高知県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）に申請する。
- ②助成交付申請を受けた県社協会長は、選考会を開催し、選考のうえ、一般財団法人 高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金理事長（以下「理事長」という。）に別記第3号様式による推薦書を提出する。

6. 助成金交付団体の決定及び助成金の交付

- ①助成金の交付団体の決定については、県社協会長から推薦を受けた団体の中から理事長が決定する。（3月下旬を予定）
- ②申請のあった団体には選考結果を決定後速やかに県社協会長から通知する。
- ③助成金の交付は決定後、振込で行うこととする。
- ④助成金の贈呈式を4月下旬に高知市内で行う。

7. 報告の義務

- ①物品購入助成 平成28年3月末までに別記第4号様式による報告書を提出すること。
物品購入助成については、領収書（コピー可）を添付すること。
- ②事業助成 平成28年3月末までに別記第5号様式による報告書と収支報告書を提出すること。

8. その他

この要領に定めるものの他必要な事項については、理事長が別に定める。

付 則

この要領は平成27年2月1日から施行する。

以 上

申込み・問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知県ボランティア・NPOセンター
〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 県立ふくし交流プラザ 4F
TEL 088-850-9100 FAX 088-844-3852